

事務連絡
令和元年12月23日

全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

高齢者支援課

振興課

老人保健課

社会福祉施設等におけるノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力いただき誠にありがとうございます。

感染性胃腸炎の患者発生は、例年12月の中旬頃にピークとなる傾向があります。昨年では、第44週（10月29日～11月4日）以降、感染性胃腸炎の定点医療機関当たりの患者の発生届出数に増加傾向が見られています。また、この時期に発生する感染性胃腸炎のうち、特にノロウイルスによる集団発生例が多く見られています。

ノロウイルス食中毒においては、平成28年の食中毒詳報から得られた結果によると約8割は調理従事者を介した食品の汚染が原因とされており、手洗いや就業前の健康状態の確認といった、調理従事者の衛生管理の徹底が予防対策として重要です。

つきましては、ノロウイルスによる感染性胃腸炎が急増するシーズンに備え、別添のとおり、「社会福祉施設等におけるノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について」（令和元年12月19日付厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）が発出されたところです。

貴会におかれましても、「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」（平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）及び「ノロウイルスに関するQ&A」等を参考に、会員各位に対し感染予防対策の啓発・周知についてご協力をお願いいたします。